(1)役員会

① 設置の趣旨(目的)及び組織

ア 組織設置の趣旨(目的)

役員会は、国立大学法人法第11条第2項に則り整備された国立大学法人上越教育大学役員会規則に基づき、次のとおり本学運営に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見)及び年度計画に関する事項
- ii) 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- iii) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- iv) 大学, 学部, 大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- v) その他役員会が定める重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

役員会は、学長及び理事で組織されている。役員会規則において、「監事及び副学長は、役員会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事及び副学長に出席を求めている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

役員会は,原則,毎月第2水曜日に開催。平成30年度においては,8回(第119回~第126回)開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①平成29事業年度の業務実績に関する評価、②平成29事業年度決算、③平成31年度概算要求、④学校実習コンソーシアム上越の設立、⑤クロスアポイントメント制度に関する規程の制定等、⑥第3期中期計画の変更、⑦職員の給与の改定、⑧平成30年度学内補正予算、⑨2019年度学内予算編成方針、⑩教育研究組織規則の改正、⑪大学に置かれる組織に関する規則の制定、⑫人事関係規則の一部改正、⑬2019年度学内予算、④平成31年度年度計画、⑮学則の一部改正、⑯総合交流推進室の廃止、研究戦略企画室の設置及び事務組織規則の一部改正、等であった。(各回議題は、第三章 資料編-1管理運営-(2)役員会 議事要旨 参照)

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

議題の審議及び報告事項の終了後に、特に時間を設け意見交換を行い、情報共有を図った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

役員会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分機能している。特に、監事及び 副学長に毎回出席を求め、意見を聴取しており、適正な大学運営の確保に努めている。